

清瀬市デマンド型交通(案)(参考元 埼玉県志木市)

項目	実施内容	備考
運営主体	清瀬市	
運行形態	ドア・トゥ・ドアで非乗合方式	自宅⇔共通乗降場⇔共通乗降場
共通乗降場	公共施設・医療施設・商業施設等	事務局で場所を決定する
車両	運行を委託するタクシー会社の車両	タクシー(セダン型)
運行エリア	清瀬市内	
運行曜日	月曜～土曜(日曜・祝日・年末年始は運休)	
運行時間帯	8時30分から17時まで	17時は最終乗車時間
運賃の形態	最低料金400円、スライド式で200円 ずつ上昇、最大1,000円	走行距離に応じて最大で1,000円まで 運賃が上昇する
利用対象者	清瀬市に住民登録がある方で、 65歳以上の方、障がい者等の方 要介護認定者 妊婦の方 未就学児(要16歳以上との同乗)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者は難病患者を含み、福祉 タクシー券との併用不可 ・妊婦の方の有効期限は出産予定日 +1ヵ月 ・未就学児は小学校に入学する年の 3月31日まで
同乗者(未登録者)	未登録者の同乗可	介助その他の理由の場合、2名まで可とする
登録証の発行	あり(市で発行)	申請から登録まで1～2週間
予約期限	1週間前～直前	駅待ちタクシー、流しの利用は不可
オペレータの雇用・形態	交通事業者のオペレータで対応	
運行事業者	市内で営業している交通事業者	
契約方式	運賃差額補助	総額から利用者の負担した金額を差 し引き補助する